

パパの育児休業を応援！奨励金制度を新設しました

男性が育児休業の取得をためらう理由の一つに「収入の減少」があります。
市は、積極的に子育てしたいと思う男性が、生活水準を落とすことなく育児や産後の妻のサポートができるよう、収入の減少を補う奨励金制度を新設して支援します。

1 男性の育休取得を推進する目的

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進する
- ・夫婦共同で育児をすることで家族の愛情を深める
- ・夫のサポートにより産後の母が抱える心身の不調を抑制する
- ・男性の育児・家事スキルを高め、女性の継続就業や職場復帰を促進する
- ・少子化の抑制（厚生労働省の調査では、夫の育児・家事時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い傾向にある。）

2 奨励金の種類

(1) 男性従業員への奨励金

- ア 産後パパ育休を通算 14 日以上取得で 10 万円
（特別枠）小規模事業所に勤務する方は、3 日以上取得で 3 万円
 - イ 産後パパ育休期間終了後、連続 14 日以上取得で 5 万円
 - ウ 子の出生後、連続して 28 日以上の取得で 15 万円
- ※1 人当たり 15 万円が上限です。
※育休の取得期間は、2 歳未満の子が対象です。

(2) 事業者への奨励金

- 男性従業員に連続 14 日以上取得させた事業主に 10 万円
- ※国の「両立支援等助成金」との併給は不可。

3 開始時期

令和 5 (2023) 年 4 月 1 日

4 申請方法

男性従業員の申請は、自宅からスマートフォンでオンライン申請も可能です。必要書類をご用意いただき 10 分程度で申請できます。



5 県内の状況

育休取得者への奨励金制度は、2 市（新潟市、燕市）が行っています。